

池田市バリアフリーマスタープラン ～移動等円滑化促進方針～

1. 池田市バリアフリーマスタープランについて

計画策定の背景と目的

本市においては、平成18（2006）年3月に、**池田市バリアフリー基本構想**を策定し、道路・旅客施設等のバリアフリー化や、心のバリアフリーなどについて取り組んできました。しかし、社会情勢の変化とともに、**建物も含めたバリアフリー化の推進や、中長期的にバリアフリー化を図るべき区域の再検討、身体障がい者だけでなく精神障がい者や妊産婦、外国人など対象者の多様化**などが求められるようになり、近年、障がい者等を取り巻く環境が大きく変化しています。

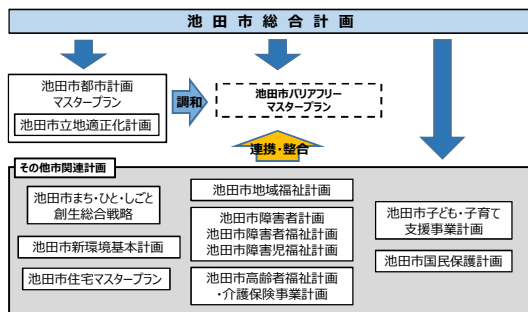
これらを受け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成30（2018）年5月に改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化の一つとして、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されたことを受け、このたび、**本市におけるバリアフリーのまちづくりに向けた方針**を示すため、「**池田市バリアフリーマスタープラン**」を策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は、**バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針**（以下「マスタープラン」という。）であり、**市全体のバリアフリーに関する方針を明確にし、考え方を共有**するために作成するものです。マスタープランは、**都市計画等との調和を保つ**必要があり、また、**具体事業の調整が可能**な地区においては、**重点整備地区としてバリアフリー基本構想の策定に繋げていく**ものです。加えて、**総合計画や、福祉、子育て、環境、防災等の計画など、多様な分野と連携・整合した計画**として位置づけられます。

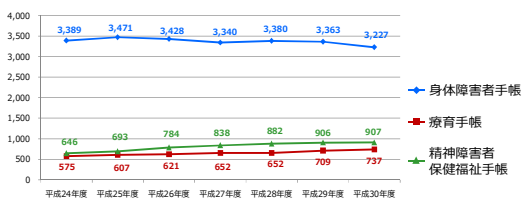
計画期間

立地適正化計画と同じく**2040年**とし、**概ね5年ごと**に評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。

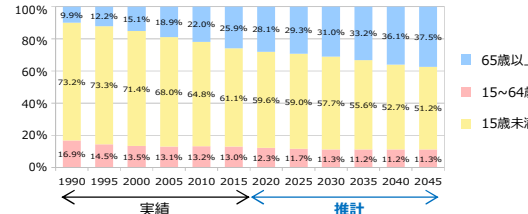


2. 池田市のバリアフリーを取り巻く環境

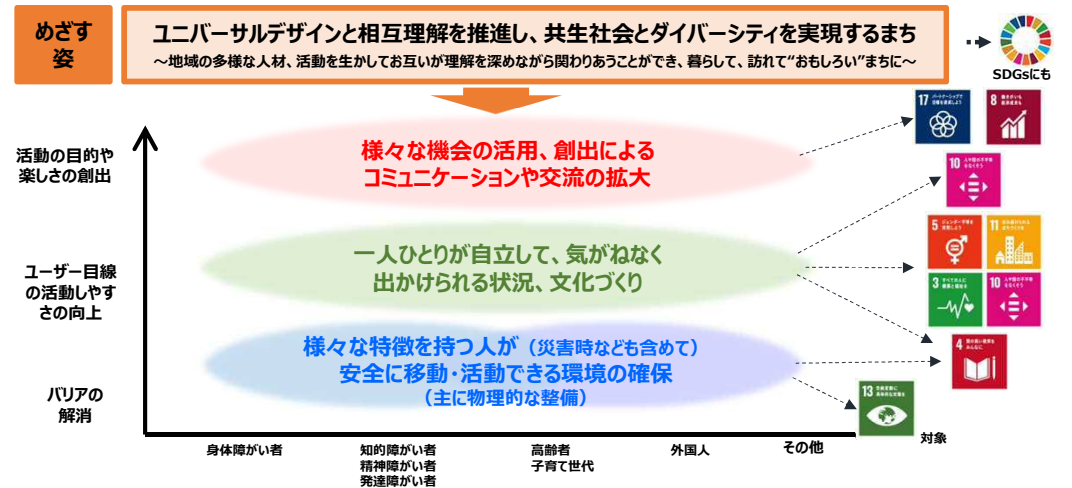
各障がい者手帳所持者の推移



高齢者の状況



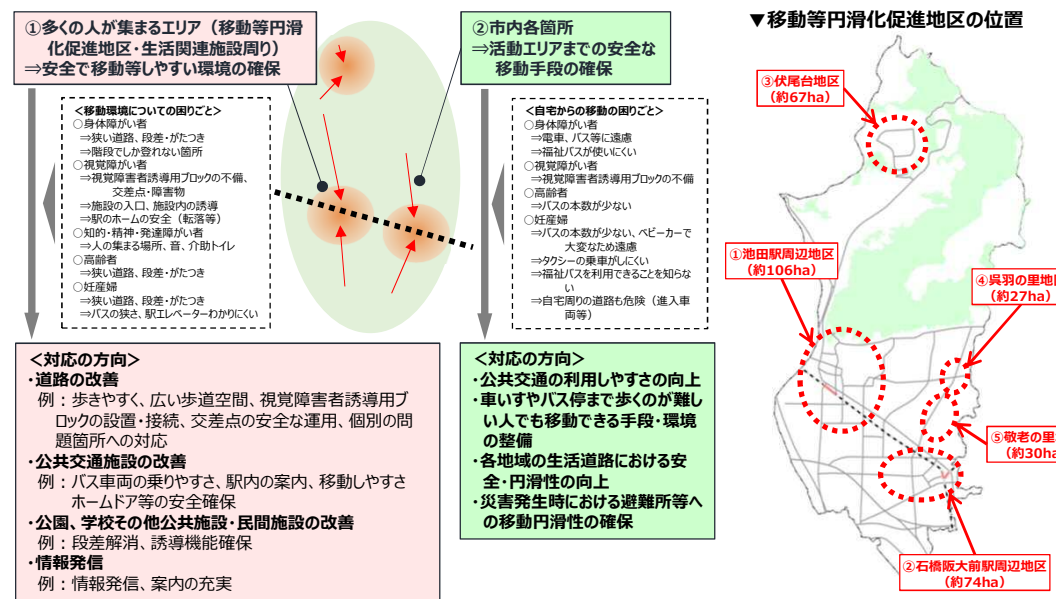
3. 池田市バリアフリーマスタープランの基本的な考え方



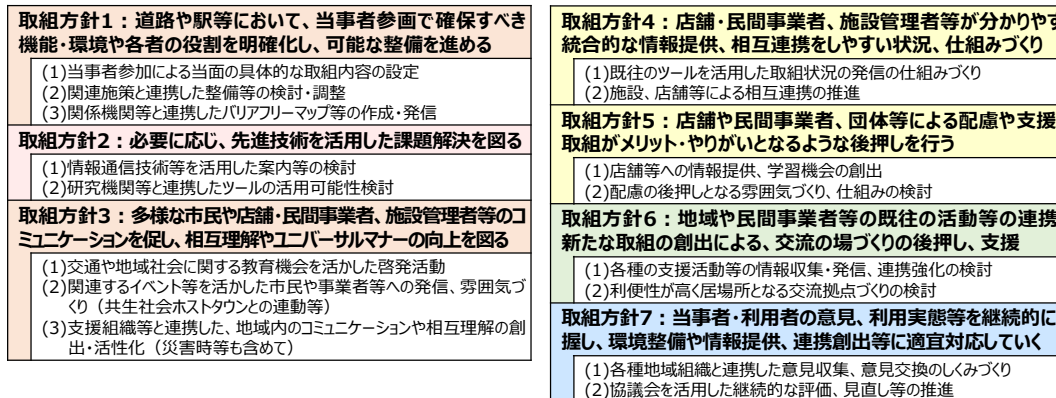
4. 移動等円滑化促進地区の設定

池田市内におけるバリアフリー化の状況や、当事者の意見等を踏まえ、効率的・効果的に対応するため、マスタープランにおいては、以下の観点・考え方により対応を進めます。

- 観点① 多くの人が集まるエリア（移動等円滑化促進地区・生活関連施設周り）内における、安全で移動等しやすい環境の確保
- 観点② 市内各箇所から、活動エリアまでの安全な移動手段の確保



5. 移動等円滑化の促進に向けた取組



6. 届出制度

公共交通事業者又は道路管理者は、マスタープランで設定される移動等円滑化促進区域内において、生活関連施設である旅客施設や生活関連経路の改良等にあたり、**他の施設と接する部分（出入口等）の構造の変更等を行う場合、行為着手の30日前までに市へ届け出なければならないこと**とされています。（バリアフリー法第24条の6）

7. 進め方と推進・評価体制について

以上の取組を進めるためには、行政だけでなく、**交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者**が議論を深めながら、一つひとつの整備やしきみづくり、機会創出を進めていく必要があります。そのため本市は、市民・当事者との連携を円滑に進めていけるよう、活動支援組織等との連携・協力を図り、**各者のコミュニケーションの場づくりや意見交換、具体的な取組の整理**を進めるとともに、**施設や店舗・交通事業者、道路管理者等への後押し等**を行いながら進めることとします。